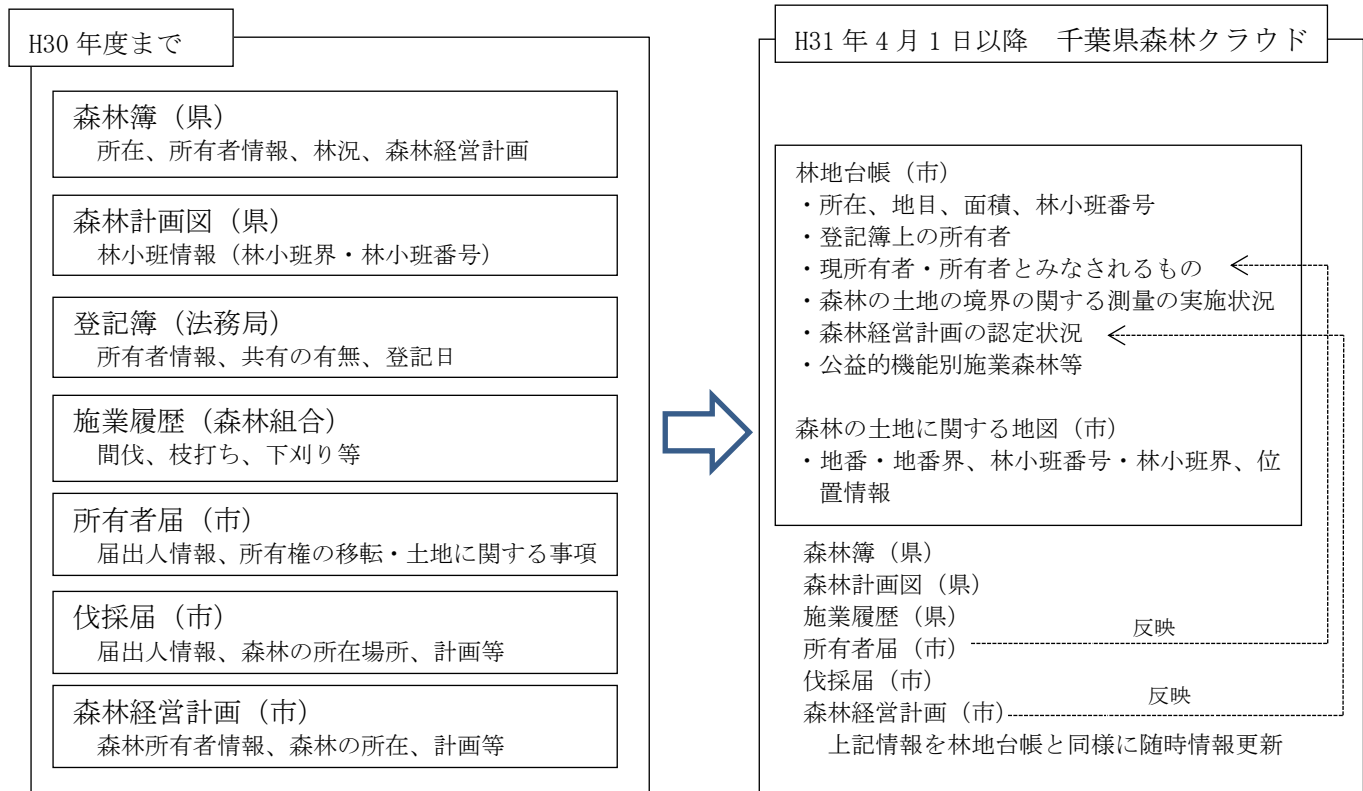


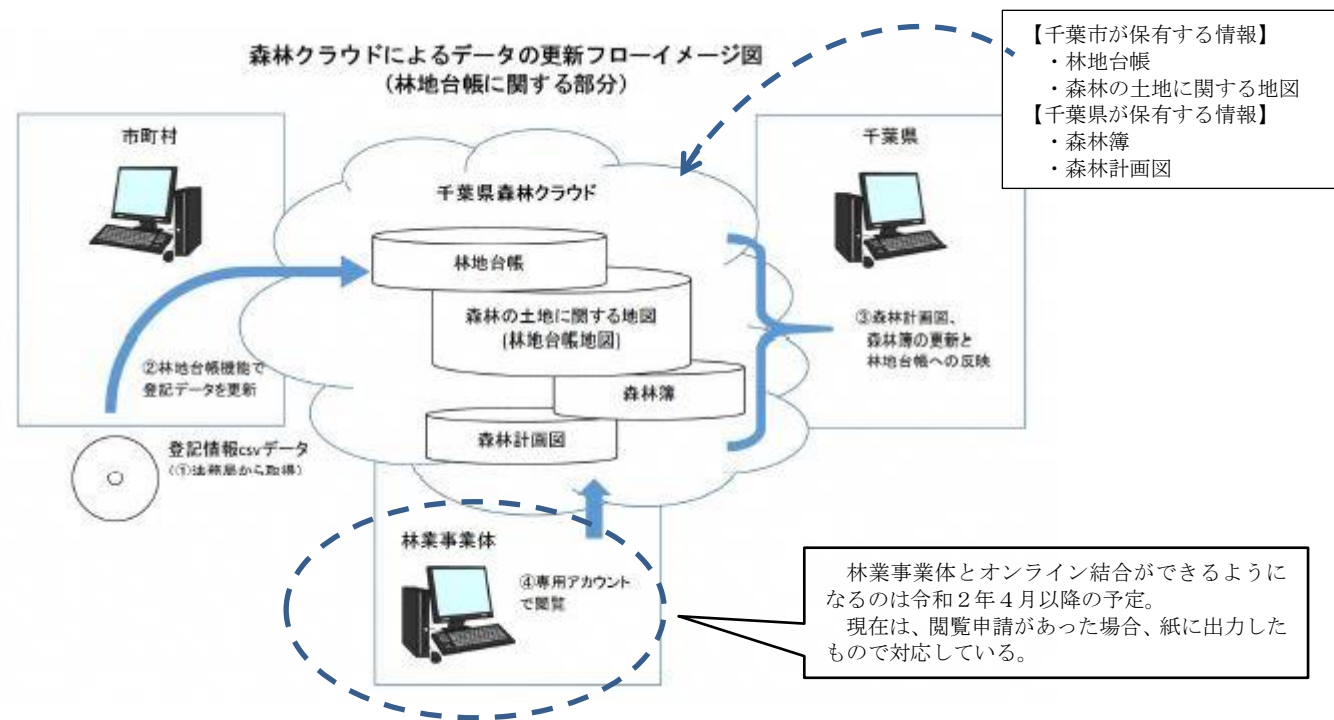
森林クラウドと林地台帳の関係及び個人情報に係る事務の詳細

1 森林クラウドと林地台帳の関係

森林組合等による施業(せぎょう)集約化を円滑に実施できるようにするため、県、法務局、森林組合等が保有する情報を一元的にとりまとめた台帳及び付帯する地図を整備し、平成 31 年 4 月 1 日から公開。(公開後も随時情報更新を要する)



※林小班 (りんしょうはん) : 民有林を樹齢や年齢、施業の種類により区切った森林計画図の最小の単位



2 個人情報を扱う事務の詳細

(1) 林地台帳運用業務【所有者届】

個人情報の類型	提供先	届出書の内容	情報提供する必要性
森林の土地の所有者 (氏名、住所)	県	○届出人 住所、氏名、電話番号 ○所有権の移転に関する事項 前所有者の住所、前所有者の氏名、所有者となった年月日、所有権の移転の原因 ○土地に関する事項 土地の所在場所、面積(ha)、持分割合 ○添付書類 当該土地の位置を示す地図、当該土地の登記事項証明書その他の届出の原因を証明する書面	・本市主体の森林整備を進める上では、県の普及指導員等の助言を得ながら森林の現況や森林所有者の意向等を把握する必要があるため、市が保有する林地台帳に登録された森林の所有者情報と、県が保有する森林簿に搭載された森林の資源情報を相互に共有する必要がある。

個人・法人を問わず、売買や相続、贈与、法人の合併などにより森林の土地を新たに取得した場合は、面積に関わらず届出が必要。(森林法第 10 条の 7 の 2 第 1 項)

(2) 伐採届及び状況報告書管理業務【伐採届】

個人情報の類型	提供先	届出書の内容	情報提供する必要性
森林所有者及び森林伐採者 (氏名、住所)	県	○届出人 住所、氏名 ○森林の所在場所 ○伐採の計画 面積(ha)、方法、樹齢、期間等 ○伐採後の造林の計画 (1) 造林の方法別の造林面積等の計画 (2) 造林の方法別の造林の計画 (3) 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途 ○その他 ○添付書類 ・位置図、転用する場合：公図の写し・求積図・計画平面図	・林地の伐採や開発に係る最新の情報を県と共有することで、違反の早期発見や拡大転用の防止につながり、資源としての森林と土地の適正な利用が確保されるため。

「地域森林計画」の対象となっている民有林の伐採を行う場合は、事前に「伐採及び伐採後の造林の計画の届出」(伐採届)を行うことが義務付けられている。(森林法第 10 条の 8 第 1 項)

(3) 森林経営計画認定業務【森林経営計画】

個人情報の類型	提供先	森林経営計画認定請求書・森林経営計画書の内容	情報提供する必要性
森林所有者 (氏名、住所)	県	(1) 森林経営計画認定請求書 住所、氏名 (2) 森林経営計画書 (3) 次の事項を表示した図面 ・計画対象森林の所在・作業路網その他の施設の設置及び維持管理の状況・主伐を行う区域 (4) 森林の経営の委託を受けた者であることを証する書面 (森林の経営の委託を受けた者が森林経営計画を作成する場合) (5) 作業路網その他の施設の設置及び維持管理について、森林の土地の所有者から合意を得たことを証明する書類	・本市主体の森林整備については、市町村からの支援を受けるためには、市町村が認定した森林経営計画と県が認定した森林経営計画の情報を共有することにより、今後の森林整備を推進する地域を検討する必要があるため。

一体的なまとまりを持った森林において、計画に基づいた効率的な森林の施業と適切な森林の保護を通じて、森林の持つ多様な機能を十分に発揮させることを目的として作成する、5 年を 1 期とする計画。